秋王童子、心霜童女、恵林童子、慈元童子、教歓法師、他　⑥涼般清信女、妙蓮清信女、音察清信士、妙察清信女、了秋童女、知春童女、別法涼傳信士、光道清信士、妙恵清信女、寛慧清信士、妙夏清信女、道翁清信士、開息秋師、妙薫清信女、恵順清信士、困虚童女、幻影童女、宥室清信女、妙阿童女、遊体清信士、他　⑦蓮宝妙香信女、道阿清信士、等温清信士、法林童女、妙鏡清信女、智温清信女、了岸童子、妙覚清信女、寒空清信士、了音童女、寂秋童子、感圓清信士　⑧道雲信士、道還清信女、道泉清信士、妙秋清信士、秋口稟童子、空照清信士、尼念童女、浄仙清信士、了運童女、還翁清信士、妙浄清信女、浄心清信女、浄照清信士、妙林信女、妙林清信女、覺道信士、覺道清信士、觀月清信女、證吽清信士、妙寛清信女、現生童子、圓成清信士、盛運清信士、圓一心清信女、順未清信士、光真清運信士、本源院智光信士、慈操院妙豊信女、晃道清勝信士､他　⑨向善清信士、宥圓清信士、了圓清信士、妙運清信女、廓浄清信士、自法清信女、寛秀清信士、他

1　死亡者の本籍及び氏名　不詳

1　改葬を行おうとする者　埼玉県越谷市大竹677　大竹共同墓地建設協議会　西大袋土地区画整理事業　施行者　越谷市　代表者　越谷市長　高橋　　努

公示送達

下記に記載する者に対する土地区画整理法第103条第１項の規定による換地処分通知は、送付すべき場所を確知することができないため、同法第133条第１項の規定により、書類の送付に代えて通知の内容を下記のとおり公告します。

平成24年７月13日

陸前高田都市計画事業
奈々切・大石土地区画整理事業
施行者　陸前高田市
代表者　陸前高田市長　戸羽　　太

記

1　書類の送付を受けるべき者の住所と氏名

住所　陸前高田市気仙町字内野72番地
氏名　石川　幸吉

住所　陸前高田市高田町字大石51番地
氏名　菅野和右ヒ門

住所　陸前高田市高田町字大石38番地15
氏名　黄川田儀信

住所　陸前高田市高田町字中川原33番地３
氏名　黒澤　和雄

住所　陸前高田市気仙町字中堰28番地７
氏名　齋藤　吉則

住所　陸前高田市高田町字森の前75番地
氏名　佐々木茂雄

住所　陸前高田市高田町字大石27番地
氏名　佐々木竹治

住所　陸前高田市気仙町字町150番地
氏名　中村　侑子

住所　陸前高田市気仙町字中堰13番地16
氏名　沼倉あい子

住所　陸前高田市気仙町字町44番地
氏名　村上　保喜

住所　盛岡市下厨川字赤袋60番地２
氏名　佐藤　禮子　外４名

住所　陸前高田市気仙町字奈々切110番地１
氏名　菅野　守夫　外１名

住所　旭川市大町一条一丁目30番地
氏名　安倍志津男　外１名

住所　陸前高田市気仙町字町44番地
氏名　村上　吉弥　外３名

住所　陸前高田市気仙町字町44番地
氏名　村上　武子　外３名

住所　陸前高田市気仙町字町44番地
氏名　村上　保喜　外３名

住所　不詳
氏名　高田町外六ケ村土木組合

住所　陸前高田市気仙町字木場１番地13
氏名　安倍　　弘

住所　陸前高田市気仙町字木場２番地５
氏名　安倍　幹雄

住所　陸前高田市高田町字森の前25番地10
氏名　上部育太郎

住所　陸前高田市高田町字森の前22番地３
氏名　菅野　嘗悦

住所　陸前高田市高田町字大石沖36番地３
氏名　今野　準一

住所　陸前高田市気仙町字木場２番地
氏名　熊谷　宮男

住所　陸前高田市高田町字森の前15番地３
氏名　佐々木茂雄

住所　陸前高田市気仙町字木場２番地
氏名　鈴木ッ口子

住所　陸前高田市気仙町字木場２番地５
氏名　安倍　幹雄　外５名

2　通知の内容

土地区画整理法第103条第１項の規定により、陸前高田都市計画事業奈々切・大石土地区画整理事業の換地計画において定められた別紙明細書及び換地図のとおり換地処分をします。

なお、明細書及び換地図は省略し、それらを岩手県陸前高田市高田町字鳴石42番地５陸前高田市役所において公告します。

（教示）

⑴　この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に岩手県知事に対して審査請求をすることができます。（審査請求書の記載事項は、行政不服審査法第15条に規定されています。）

⑵　この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に陸前高田市を被告（市長が被告の代表者となります。）として提起することができます。なお、６か月以内であっても、処分の日から１年を経過すると取消しの訴えを提起することができなくなります。

⑶　この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に提起することができます。

会社その他の公告

解散公告

当法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二〇六条第一号の規定により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年七月十三日

東京都千代田区丸の内三丁目二番三号東京共同会計事務所内
一般社団法人ロイヤルインベスト
代表清算人　内山隆太郎

住所　陸前高田市気仙町字木場２番地
氏名　鈴木ッ口子

住所　陸前高田市気仙町字木場２番地５
氏名　安倍　幹雄　外５名

解散公告

当社は、平成二十四年六月二十九日開催の株主総会の決議により平成二十四年六月三十日をもって解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年七月十三日

東京都港区芝五丁目一六番二号矢花ビル三階
株式会社トップクオーク
代表清算人　市川　宏司

解散公告

当社は、平成二十四年六月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年七月十三日

東京都世田谷区池尻二丁目三二番二号デパール池尻三〇二号室
株式会社ミネルヴァシステムズ
代表清算人　井上　敏昭

解散公告

当社は、平成二十四年六月二十九日総社員の合意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年七月十三日

東京都中央区日本橋室町三丁目一番二〇号
レジデンシャル・コア合同会社
清算人　三品　貴仙

解散公告

当社は、平成二十四年六月二十九日総社員の合意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年七月十三日

東京都中央区日本橋室町三丁目一番二〇号
あけぼのプロパティーズ合同会社
清算人　岩城　弘明